

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、高知県越知町の人口は5,707人であり、事業所は、越知町内周辺、横畠地区、明治地区、大桐地区、野老山地区と広域に立地しており、全部で331か所（中小企業割合100%）の事業所があり、その有効求人倍率は0.90（平成30年3月現在）という内容である。

越知町の産業は、農林業等の第一次産業は14.3%、製造業等の第二次産業は23.2%、サービス業等の第三次産業は62.5%と多岐に渡っている。

しかし、ほとんどの事業所が人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると越知町の産業基盤が、失われかねない状況である。越知町は、ワンストップサービス等の支援策を活用し、中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

越知町は、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも活発な自治体の1つとなり、高吾北地域の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

越知町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が越知町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

越知町の産業は、越知町内周辺、横畠地区、明治地区、大桐地区、野老山地区と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

越知町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が越知町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間・4年間・5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。